



ビジネス環境

3.1	物品とサービスの国際取引.....	44
3.2	自由競争の保護.....	45
3.3	知的財産権の保護.....	46
3.4	製品規制と製造物責任.....	49
3.5	土地利用計画と環境保護.....	51

3

自由競争と自由貿易、知的財産権の保護はスイス経済の成功を支える柱であり、スイスを国内外の企業にとって魅力的な存在にしています。効率的に組織された管理プロセスにより、事業計画の策定や日々の事業活動の遂行が確実に行われます。先進的な環境関連法も持続可能性を促進しています。

スイスは、グローバルな企業活動の拠点として非常に魅力的です。その主な理由は、リベラルな経済環境と自由市場に基づく経済政策にあります。

スイスは、欧州でもっとも経済自由度が高い国です。経済自由度の高さは世界第4位を誇ります。これは、毎年発表される世界経済自由度指数からも明らかです(図13)。この調査では、各国の経済自由度を5分野で検討しています。この5分野では、政府の活動範囲、法的構造、財産権の保護、通貨の安定性、国際的な通商の自由度と規制の密度を測っています。

経済自由度、2014年

総合評価0 - 10

(図13)

1	香港	9.03
2	シンガポール	8.71
3	ニュージーランド	8.35
4	スイス	8.25
5	カナダ	7.98
5	グルジア	7.98
5	アイルランド	7.98
5	モーリシャス	7.98
5	アラブ首長国連邦	7.98
10	オーストラリア	7.93
10	英国	7.93
12	カタール	7.91
16	米国	7.75
21	デンマーク	7.67
23	ルクセンブルク	7.65
25	オランダ	7.63
30	ドイツ	7.55
32	ベルギー	7.51
40	日本	7.42
57	フランス	7.30
69	イタリア	7.17
102	ロシア	6.66
112	インド	6.50
113	中国	6.45
124	ブラジル	6.27

出典：フレージャー研究所、世界経済自由度：2016年年次報告書

3.1 物品とサービスの国際取引

スイス経済では、国際的な融合が進んでいます。その証拠に、GDPの半分は外国との取引から生まれています。これは、国境を越える物品や人々の移動が非常によく機能していることによってもたらされています。

3.1.1 自由貿易協定、WTO、貿易制限の撤廃

EFTA協定や欧州連合(EU)との間で締結された自由貿易協定に加え、スイスは現在EU諸国以外に38カ国のパートナーと28の自由貿易協定に調印しており、世界貿易機関(WTO)にも加盟しています。WTOは、全加盟国に最恵国待遇条項を適用し、世界規模で貿易制限の撤廃に向けた取り組みを進めています。

WTOに加盟することで、スイスは非関税障壁のほとんどを関税化することに合意しました。少数の例外(特に農産物)はあるものの、国際競争上での国産品に対する政府の保護はありません。アンチダンピング法といったものは存在しません。原則として、加工製品の輸入に対する数量制限はありません。欧州市場では、EUおよびEFTAとの自由貿易協定により、工業製品の輸出入は原則として完全に関税が撤廃され、数量割当もありません。関税と数量割当が免除されるとしても、通関手続きは必要です。とはいえ、これは障壁ではありません。パソコンやインターネットの発達により、現在ではe-decやNCTS(新コンピュータ通関システム)といったアプリケーションが使用され、通関手続きの大部分が自動化されています。

www.seco.admin.ch > Foreign trade & Economic Cooperation

自由貿易協定(WTO)

言語：ドイツ語、英語、フランス語、イタリア語

3.1.2 関税制度

スイスは、2008年末にシェンゲン協定に加盟しましたが、欧州関税同盟と共同市場には参加していません。そのため、現在でも通関が実施されています。通関手続きで最も重要な書類は税関申告書で、これに必要に応じて輸出者が発行したインボイス(重量明細を記載)と原産地証明書を添付します。原産地証明書は、自由貿易協定または一般特惠関税制度(開発途上国の場合)に基づく特惠関税率の適用を予定している場合や、商品を再輸出し、原産地を他国に通知する場合に必要です。

他の多くの国とは異なり、スイスの関税システムは総重量を基準とします。この従量税と呼ばれる関税制度は、免税が認められていない製品に適用されます。スイスでは、一般的に関税が外国よりも低く抑えられています。重量税方式は非常に軽く、価格の高い高品質な工業部品の輸入に有効です。

他国と同様に、スイスでも国境で自動車税、たばこおよびビール税、鉱油税、二酸化炭素税、揮発性有機化合物(VOC)税、大型車両通行税(MRHVT)などが徴収されます。付加価値税の通常税率は7.7%で、近隣諸国と比べてかなり低く設定されています(ドイツ：19%、フランス：20%、オーストリア：20%、イタリア：22%)。

スイスに一時保管される物品は、関税およびその他の税を課せられることなく保管することができます。国境から保税倉庫に到着するまでの間、商品は輸送中とみなされます。その後の物品の輸出に際しては、輸入先国の関税率が適用されます。この場合、保管商品の加工は認められません。加工する場合には、通常に通関手続きが必要です。保税倉庫は公共施設です。そのため、民間の倉庫会社によって管理運営され、利用を希望する場合には、誰にでも開放されています。これらの保税倉庫とは別に、課税されていない商品を企業敷地内に保管する「開放保税倉庫」があります。これらは多くの場合、運送会社によって運営されます。この倉庫の重要度は増しつつあります。

生活必需品や引き続き使用することが明らかな引越し荷物は、免税となります。これらの荷物を持ち込む際は、所定申請書を入国地の税関に提出する必要があります。引越し荷物の通関手続きは、税関官署の窓口営業時間内に行うことが必要ですのでご注意ください(13.2.1を参照)。

www.ezv.admin.ch

連邦税関局(FCA)

言語：ドイツ語、英語、フランス語、イタリア語

www.s-ge.com/exporthelp

世界各国の輸出と関税に関する情報

言語：ドイツ語、英語、フランス語、イタリア語

3.1.3 原産地規則

第三国から輸入される原材料および部品は、自由貿易協定に基づいてスイスで加工された場合にはスイスを原産地とすることができ、自由貿易協定が存在する国(例：EUと協定のある国)へ、非関税で輸出することができます。適用対象の多くは、スイスでの加工による付加価値が完成製品の販売価格に対し60%から80%(製品により異なる)の場合です。

高品質な製品は軽量でも高価格であることが多いため、この規則は、スイスの加工業者にとって有利です。多くの製品はスイスで安く輸入され、スイスで加工された後、自由貿易協定を結んでいる特惠適用国へ輸出されます。例えば、商品がEU/EFTA域外の国から輸入され、スイスが原産地であるという証明を取得できるよう加工された後、EU/EFTA加盟国に輸出される場合には、通常非課税となります。

www.ezv.admin.ch > Information companies > Exemptions, reliefs, preferential tariffs and export contributions > Exportation from Switzerland

原産地証明

言語：ドイツ語、英語、フランス語、イタリア語

3.2 自由競争の保護

自由市場経済の原則は、スイスの経済秩序の基礎です。1995年以降、スイスのカルテル法はEUの諸規則との調和が進んでおり、自由で公正な競争が強化されています。欧州の規則では、カルテルは違法ではありませんが、濫用した場合には処罰されます。国内市場に関する法律は、州・市町村レベルでの競争の促進と保護主義的規制の撤廃を図っています。容認できない競争制限行為の疑いがある場合には、競争委員会が介入することができます。また、合併が自由競争に悪影響を及ぼすかどうかについて調査を行い、効果的な自由競争を促進するように勧告します。

「世界知的所有権機関によると、
スイスでは、人口当たりの特許申請数が
世界一です。」

3.3 知的財産権の保護

スイスにおける知的財産権の保護は、非常に進んでいます。特許、商標、意匠、著作権などを保護する包括的システムにより、技術革新や創造性の成果が国内外で保証されています。特許出願、商標登録または意匠登録は、ベルンにある連邦知的財産庁(IGE)で行います。

IGEは商工業所有権や著作権を所管し、特許、商標、意匠、半導体製品のトポグラフィ、著作権、その他の知的財産権に関するあらゆる問題における権限を有しています。スイスで登録されている財産権についての基本情報は、IGEの電子登録データベースから入手することができます。WTO加盟国であるスイスは、WTO/TRIPS協定(知的所有権の貿易関連の側面に関する協定)に従っています。

IGEは商標、特許、意匠の登録原簿や保護されているトポグラフィに関する情報を、Swissregデータベースで無料公開しています。Swissregには、スイスの商標や登録出願に関する情報が収録されていますが、スイスで保護の対象となりうる国際商標は扱っていません。これらの国際商標は、ジュネーブにある世界知的所有権機関(WIPO)に登録されています。

www.ige.ch
連邦知的財産庁(IGE)
言語：ドイツ語、英語、フランス語、イタリア語

www.kmu.ige.ch
中小企業向け情報プラットフォーム
言語：ドイツ語、英語、フランス語、イタリア語

www.swissreg.ch
スイス保護法データベース
言語：ドイツ語、英語、フランス語、イタリア語

www.wipo.int
世界知的所有権機関(WIPO)
言語：英語、フランス語、スペイン語、中国語、ロシア語、アラビア語

3.3.1 特許

スイスは、国際的にみて、特許出願が最も活発な国に数えられます。2016年の特許出願件数は、7,293件で、世界第5位、欧州では第3位に位置しています。国民1人当たりの出願件数は世界一です。

技術的な問題を技術的な手段で解決する発明は、特許によって保護することができます。特許適格性が認められるためには、以下3つの要件を満たす必要があります。

- 産業応用性：商品としての使用、実現が可能で、再現性のある発明。
- 新規性：最先端技術として発表されておらず、今までにないものとみなされる発明。
- 非自明性：技術水準を考慮したとき、当該技術分野の専門家にとって自明でない発明。

構想、宝くじはまた会計システム、人間および動物の身体に関する診断法・治療法・手術法、動植物の種には、特許が認められません。同様に、公序良俗に反する発明(例：バイオテクノロジーに関する発明の一部)にも、特許は認められません。

発明品をスイス内で保護するには、次の3通りの方法があります。

- スイス特許：国内登録により、スイスとリヒテンシュタイン公国で保護されます。IGEへの国内特許申請は、どの言語でも行うことができます。ただし、ドイツ語、フランス語、イタリア語以外の言語で申請する場合には、期限までにこれら3つの言語のうちいずれかによる翻訳文書を添付する必要があります。
- 欧州特許：欧州特許条約(EPC)で規格化された特許審査と付与手続きを通じ、スイスを含むEPC締約国における特許が保護されます。
- 国際特許：スイスは、特許協力条約(PCT)を批准しています。そのため、発明者が国際特許を申請すると、加盟各国の国内特許と同等の処遇が適用されます。IGEへの国際特許申請は英語でも可能です。

国内での特許出願から取得には、平均で3年から5年を要します。ただし、手続期間の短縮を申請することも可能です。特許は、最長で20年間有効です。

特許出願には200スイスフラン、特許審査には500スイスフランが必要です。出願日から4年を過ぎると、特許年間更新料の支払いが開始されます。

IGEでは、新規性と非自明性に関する審査を行いません。そのため、特許申請の前に専門家(弁理士など)に、調査を依頼することが推奨されます。新規性と非自明性については、特許出願後に任意調査を行うこともできます。

www.ige.ch
スイス連邦知的財産庁(IGE)
言語：ドイツ語、英語、フランス語、イタリア語

www.epo.org
欧州特許庁
言語：ドイツ語、英語、フランス語

知的財産権の概要

(図14)

	商標権	特許権	意匠の保護	著作権 ²
保護対象	第三者に悪用される恐れがある登録商標	発明、すなわち技術的分野でとられる技術的解決	物体の形状と外観のデザイン	文学・芸術作品(コンピュータプログラムを含む)
保護手段	商標登録	発明特許の付与	意匠登録	制作時に自動的に適用
最低必要条件	<ul style="list-style-type: none"> - 先行する第三者の権利を侵害しないこと - 独自の特色を示すものであること - 記述的でないこと - 公序良俗に反しないこと 	<ul style="list-style-type: none"> - 新規性 - 産業上の利用可能性があること - 非自明性 - 発明の開示 	<ul style="list-style-type: none"> - 新規性 - 全体的印象が既存意匠と本質的に異なっていること - 公序良俗に反しないこと 	個性あふれる文学・芸術の知的創造物であること
保護の対象外	<ul style="list-style-type: none"> - 単純なマーク - 略称 - 事実の記述や描写 - エンブレム - その他 	<ul style="list-style-type: none"> - 動物種、植物品種 - 人あるいは動物を対象とする診断、治療、外科的措置の方法 - 使用により公序良俗を害するもの - 一部のバイオテクノロジー関連の発明 	<ul style="list-style-type: none"> - 技術的機能のみを有するもの - 構想、コンセプト - 連邦法(例：紋章の保護に関する法律)や条約に違反するもの 	<ul style="list-style-type: none"> - コンテンツ(構想、コンセプト) - 法律、政令 - 行政機関の裁定 - 支払手段 - 特許明細書
保護に関する例外	商標として使用されていない標章	私的使用、研究、教育	なし	私的使用、引用、バックアップコピー、報告
保護の範囲	マークおよび物品やサービス一覧により定義される	特許請求の範囲(クレーム)により定義される	図版によって定義される	実作品により定義される
保護期間	10年(無制限で更新可能)	最長20年	5年(5年単位で4回まで更新可能)：最長25年	著作権者の死後70年(コンピュータプログラムは50年)
慣用のマークまたは表示	<ul style="list-style-type: none"> - 商標登録には® - トレードマークには™ 使用は条件付で許可される 濫用は処罰される	+pat+; pat. pend. (特許出願中の発明) 使用は条件付で許可される 濫用は処罰される	mod. dép. 使用は条件付で許可される 濫用は処罰される	©、「Copyright」、「Alle Rechte vorbehalten」、「Tous droits réservés」または類似の注記(使用は条件付きで許可される)
申請料(スイスフラン)¹	550スイスフラン	200スイスフラン(出願) 500スイスフラン(任意調査) 500スイスフラン(確認作業)	200スイスフラン(基本料)、意匠公表を含む	なし
延長料(スイスフラン)¹	700スイスフラン(10年)	100スイスフラン(4年目、その後は、毎年50スイスフランが加算される—例：5年目は150スイスフラン)	200スイスフラン(5年)	なし
特記事項	スイスでは、先行商標に関する審査はない(商標調査が推奨される)	スイスでは、新規性および非自明性は審査されない(特許調査が推奨される)	<ul style="list-style-type: none"> - 公表は30か月延期できる - スイスでは、新規性は審査されない 	著作権管理団体：SUISA、SUIS-SIMAGE、ProLitteris、SSA、SWISSPERFORM

¹ 専門家を任用した場合に生じる費用を除きます。

² 著作権法では、このほかにアーティスト、録音・映像記録の製作者、放送事業者について規定しています。

更新日：2017年9月。変更が生じている場合もあります。最新情報はwww.ige.chにてご確認ください。

出典：連邦知的財産庁(IGE)

3.3.2 商標

商標は、市場において特定企業の商品を他社製品と区別するためのシンボルです。商標があることによって、商品が多数並んでいても消費者は自分の好むものを見つけることができます。シンボルは、次の条件を満たせば商標として登録することができます。

- シンボルが特定企業を示すものであると公衆から認識され、その登録によって商標登録申請者の競合相手の経済的発展が不当に制限されないこと。
- 公衆に対して製品の特徴に関する虚偽表示を行うものでないこと。
- 公序良俗や法律に違反しないこと。

IGEは商標登録手続きにおいて上記の要件が満たされているかを審査します。ただし、同様の商標がすでに登録されているか、あるいはその商標登録が侵害する恐れのある第三者の権利が存在するかに関しては審査されません。そのため、商標登録の前にIGEまたは民間業者に調査を依頼することが推奨されます。IGEでの登録は、スイスでのみ有効です。国外での商標保護には、以下のような選択肢があります。

- 各国での国内商標登録。
- EU加盟国内で保護が有効な欧州共同体商標としての登録。
- マドリッド協定議定書に基づく国際登録：国内での商標登録に基づき、ジュネーブにある世界知的所有権機関(WIPO)に商標権保持者が申請することにより、指定した加盟国での商標が認められます。

スイスでは、電子申請で商標登録を行うことができます。登録料は550スイスフランです(区分手数料は別途必要)。商標が保護要件を満たしている場合、6か月以内に登録が完了します。商標は登録から10年間保護され、10年ごとに更新料を支払えば更新が可能です。更新回数に制限はありません。

www.ip-search.ch

商標調査
言語：ドイツ語、英語、フランス語、イタリア語

www.ige.ch/ma-berater

商標コンサルタント
言語：ドイツ語、英語、フランス語、イタリア語

3.3.3 意匠

意匠は感覚に訴え、感情を呼び起こし、個性や独自性を生み出します。そのため、意匠は市場の中でも重要な要素だといえ、このような環境下では偽造も頻繁に発生しています。新規性があり、美的外観を持ち、営利目的で作成された平面および立体の意匠は、物品の意匠登録申請をすることで保護が受けられます。意匠保護の手続きは簡単に迅速かつ低費用です。意匠の保護は最長25年間です(5年ごとの期間に分割されています)。意匠の国際登録に関するハーグ協定に基づき、デザインを国際登録することも可能です。スイスはこの条約を批准しているため、登録者はスイス国内でも保護を受けることができます。

www.s-ge.com/product-design

スイスの概要—プロダクト・工業デザイン
言語：ドイツ語、英語、フランス語、イタリア語、スペイン語、ポルトガル語、ロシア語、中国語、日本語

www.ige.ch > Protecting your IP > Designs

意匠の保護
言語：ドイツ語、英語、フランス語、イタリア語

3.3.4 著作権

文学や芸術など知的創造物であり独自の個性を持つ著作物は、著作権(英語での「コピーライト」に該当する権利)で保護されます。著作権保護は、文学、音楽、絵画、彫刻、映画、オペラ、バレエ、パントマイム、コンピュータープログラムを対象としています。作品は、その完成と同時に著作権により保護されます。著作権の保護申請や作品の提出義務はありません。登録も不要です。スイスの著作権保護は、著作権者の死後70年で終了します。ただし、コンピュータープログラムの場合、著作権者の死後50年を保護期間としています。

3.4 製品規制と製造物責任

安全衛生上の理由と、環境保護や消費者保護、国際・国内規格の遵守の立場から、医薬品、化粧品、洗浄剤、電化製品、測定・計量装置、暖房装置、圧力容器、モーターサイクルなどの製品は、一定の規制の対象となります。

法律では、その製品がもつ潜在的危険性に応じて、適合性評価手順の適用が規定されています。自主的な点検(機械など)を求めるものから、政府が認可した独立適合性認可センター(圧力容器など)での評価や、政府のライセンス取得を義務付けるもの(薬品など)まで、製品に応じて様々な評価手順が定められています。

近年では、大多数の国で、様々な技術規則が義務付けられています。そのため、市場に出回っている製品で規制対象となっていないものはほとんどありません。スイスでは、連邦レベルで30以上の法律と160以上の政令を、定めています。更に、州レベルで技術規制が設けられている場合もあります。

相互認証協定(英語: Mutual Recognition Agreements – MRA)は、国家が統制する分野の技術的な貿易障壁を撤廃する政治的に意義のある協定で、WTOによって承認されています。この協定は、特定製品を取引する二国間で同等の基準が定められている場合、輸出国側の基準に準拠して実施した評価を輸入国側でも同等なものとし、その製品の輸入国側での流通を認めるものです。スイスがEUと締結している相互認証協定は、経済政策のうえで最重要の事例だといえます(CEマーク)。

安全衛生の要件は、法令によって定められています。製品の安全性に関し、スイスはEUの規則を大幅に採用しており、対EU貿易ではこの分野での明白な市場障壁はもはや存在していません。

更に、2010年7月1日以降、EUに対しては、カシス・ド・ディジョン原則が適用されています。この原則により、以前はスイス市場専用に生産・再包装・再表示が必要だったEU/EEA圏からの製品の多くが、現在では技術的障壁なしに輸入されています。こういった措置は、製品がEUまたはEEA加盟各国の規定に適合しており、合法的に流通していたという条件に基づくものです。

スイスでの製造物責任に関する規制は、EU各国の規制内容に大部分相当しています。責任の所在に関わらず、製造者は製品の不具合による損害に対して責任を負います。スイスでは、1994年から流通する全製品を対象に製造物責任が適用されています。

以下では、いくつかの重要な製品カテゴリーに関する規制の詳細を説明します。個別事例においては、法律や政令の数が多いため、情報を詳細に確認する必要があります。

www.seco.admin.ch > Arbeit > Produktsicherheit

製品安全法規
言語: ドイツ語、フランス語、イタリア語

www.seco.admin.ch > Foreign trade & Economic Cooperation

貿易の技術的障壁
言語: ドイツ語、英語、フランス語

www.snv.ch > Services > switec-infocenter

規定: switec – 技術規制に関するスイス情報センター
言語: ドイツ語、英語、フランス語

www.sas.admin.ch

認証: スイス認証機関(SAS)
言語: ドイツ語、英語、フランス語、イタリア語

3.4.1 食品

スイスの食品表示と価格に関する命令(LKV)では、表示義務に関する厳格な規定が定められています。使用した原材料はすべて重量順にパッケージ、あるいはラベルに、記載することが義務付けられています。連邦令に記載のない食料品に関しては、連邦公衆衛生局(FOPH)による認可が必要です。また、遺伝子組換え生物(GMO)を直接間接を問わず含む食品、添加物、加工剤を消費者に販売する場合には、連邦公衆衛生局(FOPH)の認可を受ける必要があります。原材料の0.9%を超えない範囲であれば、GMOの使用は許容されます。その他の製品については、すべて許可が必要です。栄養価および健康に関する情報は、食品表示に関する命令(LKV)に従って表示されなければなりません。食品または特殊食品として取引される商品について、効能を宣伝するような表示・記載は認められていません。治療効果のある製品は医薬品であり、スイス医薬品局の認可を得る必要があります(3.4.2を参照)。

食品に関しては、議会でカシス・ド・ディジョン原則に関連する特別措置が、認められました。スイスの技術的規定に完全に合致しない外国の食料品については、連邦公衆衛生局の承認が必要です。

www.bag.admin.ch

連邦公衆衛生局(FOPH)の情報
言語: ドイツ語、英語、フランス語、イタリア語

3.4.2 医薬品

スイスでの医薬品の製造販売には、認可が義務付けられています。スイス医薬品局による新医薬品の承認審査には、約11か月(社内プロセス期間を除く)を要します。これは、世界でも最短の手続きです。新有効成分を含む一般用医薬品のライセンス申請費用は、70,000スイスフラン(ファスト・トラック手続きの場合は105,000スイスフラン)です。

承認要件の大部分がEUの要件と一致しているため、スイスとEUで同時に承認申請を行うことも簡単です。科学分野で際立った評価、厳格な基準、そして臨床試験に際して高い技術を持つ数多くの病院が存在することから、スイスでの医薬品承認は国際的に高い評価を得ています。ファスト・トラック審査は、厳格な審査にもかかわらず、重要性の高い医薬品(エイズやアルツハイマーの治療薬など)については、短期間(140日以内、社内の作業期間を除く)での承認が可能です。

www.swissmedic.ch

スイス医薬品局

言語：ドイツ語、英語、フランス語、イタリア語

3.4.3 医療機器

スイスにおける医療機器に関する規則は、主として医薬品および医療機器に関する連邦法(HMG)、医療機器に関する命令(MepV)、治療用製品の臨床試験に関する命令(VKlin)に基づいています。スイスでは、EUの医療機器規則と同様の規定が適用されます。スイスのメーカーが製造した医療機器は、双務協定によってEU、EFTA、そしてトルコで自由に取引できます。医療機器販売業者がスイス国内で製品を販売する場合、製品がEU指針の定める基本条件を満たしていること、そしてEU指針に則った検査過程を経て適性が認められていることを証明できなければなりません。

欧州の認定試験機関が認定し、CEマークが付与された医療機器については、3言語(ドイツ語、フランス語、イタリア語)ですべての製品情報を記載していることをもって、スイスの法律にも準拠しているものとみなされます。スイスの医療機器メーカーは自社の製品にCEマークを貼付し、その機器をスイス国内市場で販売したり、EU、EFTA、トルコに輸出することができます。これらの国の一部では、特定の医療機器とそのメーカーがCEマークの取得に加えて、国内当局に登録していることが必要です。非EU諸国の中には、医療機器に関して、原産国からの輸出証明を求めるところもあります。スイスの企業がこうした証明書を必要とする場合は、スイス医薬品局に発行を依頼できます。

www.swissmedic.ch > Medical devices > Guide to the regulation of medical devices

医療機器規則に関する手引

言語：ドイツ語、英語、フランス語、イタリア語

「製品の安全性に関して、スイスは欧州連合(EU)の規則に従っています。そのため、対EU貿易における市場障壁は存在しません。」

3.5 土地利用計画と環境保護

3.5.1 建設と土地区画

スイスには土地開発と環境保護に関する進歩的な法律があり、人口が密集する経済地域と自然・農業区域とが並存するように定められています。比較的人口密度の高いスイスでは、土地開発の推進とともに環境意識の向上が常に図られてきました。商工業用の建築物は、指定区域内に建設するよう定められています。建築と土地区画に関する規則は、州の法律で定められています。建築許可手続も必要です。建築許可の申請手続に要する期間と必要な手続きの範囲は、投資計画の内容によって異なります。労働者保護の観点から、産業用建造物には計画の認可と操業許可が必要です。

追加調査や特別許可を必要としない単純な商工業用建設計画であれば、通常2か月から3か月で許可されます。異議申し立てや建設への苦情などにつながる問題が発生しないことが認可の条件です。認可条件は州により異なる場合があります。

州の経済開発局(15.2を参照)では、商業用の土地開発や現在使用可能な商業用不動産に関する情報、必要な行政手続き手順に関する情報を提供しています。州の経済開発局はこれらの手続きを開始したり、場合によっては調整したりすることもあります。

www.are.admin.ch
連邦国土開発局(ARE)
言語：ドイツ語、英語、フランス語、イタリア語

3.5.2 環境

スイスの環境法制は、EUのルールと概ね同等の内容です。環境保護法とここから派生した保護措置は、協調を原則として構成されています。経済界と協力しながら経済活動と自然保護を両立させることのできる解決策が講じられています。こういった措置は、国際社会においても模範となっています。工業用・商業用設備の建設や運用に際しては、連邦と州による様々な政令を考慮に入れる必要があります。環境保護、水質保全、自然・郷土保護などに関する連邦法は、特に重要とみなされています。連邦環境保護法では、大気汚染、騒音、非電離放射線、廃棄物、環境汚染の可能性のある物質、土壌汚染について規制しています。環境保護法は、予防措置と汚染者負担を原則としています。環境破壊を最小限に食い止め、損害の予防に要する費用は、汚染者が負担するよう義務付けています。汚染物質の排出や放出は、限界値、建設、設備、輸送、作業に関する諸規定によって制限されています。ただし、排出量を減らすための技術については規定がありません。必要な投資を実施する手段と時期が決定できるよう、企業には是正措置を講じる一定期間の猶予が与えられています。

環境に深刻な影響を及ぼす可能性がある商工業設備の計画・建設・改修に対しては、環境アセスメント(環境影響評価、EIA)が実施されます。環境アセスメントは環境汚染予防の手段ですが、通常の建設・計画認可のプロセスの一環である特定のプロジェクトにのみ適用されます。環境アセスメントが必要となるプロジェクトは、関連法令に明示されています。輸送システム、発電プラント、汚染物質の排出量が多い工業プラントなどのプロジェクトが対象となります。

www.bafu.admin.ch
連邦環境局(FOEN)
言語：ドイツ語、英語、フランス語、イタリア語

www.bafu.admin.ch/uvp
環境アセスメント(EIA)
言語：ドイツ語、フランス語、イタリア語